

大型絵本・大型紙芝居・大型紙芝居舞台の館外利用の
取り扱いについて

平成19年2月1日制定
平成23年4月1日改定

愛媛県立図書館

(趣旨)

- 1 子ども読書室における大型資料の有効利用を図るため、愛媛県立図書館図書資料利用要綱に規定する館外利用の期間及び冊数を変更することとし、これに必要な取り扱いを定める。

(対象資料)

- 2 館外利用の期間及び冊数を変更する対象図書資料は、次のとおりとする。
 - (1) 大型絵本
 - (2) 大型紙芝居
 - (3) 大型絵本スタンド
 - (4) 大型紙芝居舞台
 - (5) エプロンシアター
 - (6) パネルシアター
 - (7) パネルシアターステージ(付属品一式含む)

(協力要請)

- 3 前条の図書資料について、館外利用の期間及び冊数の変更の措置が利用者サービスの向上に寄与することについて理解を求め、協力を得ることとする。

(館外利用の期間及び冊数)

- 4 この取り扱いによる対象資料の館外借出しの期間は、借出しの日の翌日から14日以内とし、冊数は3冊までとする。
借出期間の延長は1回限り、14日以内とする。
- 5 教育機関や図書館等への特別貸出及び相互貸借による館外利用の期間は30日以内とする。

(その他)

- 6 この取扱いは、当面の措置とし、貸出状況等を分析し要綱の改正など速やかに所定の措置を講じることとする。

(適用)

- 7 この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。